

自治体の公共サービス改革と公共圏の形成： 指定管理者制度のテキスト分析

MAEDA, Tomoko / 前田, 智子

(発行年 / Year)

2025-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第631号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2025-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(公共政策学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00031361>

法政大学審査学位論文の要約

自治体の公共サービス改革と公共圏の形成
－指定管理者制度のテキスト分析－

前田 智子

序章 分析の視座

指定管理者制度は、2003年(平成15)年6月の地方自治法の一部改正により創設された、公の施設の管理運営の一手法である。本制度は、民間能力の活用による公の施設の管理運営の効率化とサービスの向上が中心的な論点と説明された。本制度の創設により、自治体は自治体自身(直営)や一部の公共的団体のみが担っていた公の施設の管理運営を、民間に任せることが可能になったのである。民間にとっては、仕事や活動場所を得る機会が新たに生まれた。簡明に言えば、指定管理者制度の創設は、規制緩和であった。

指定管理者制度の対象である公の施設は、図書館、公園、スポーツ施設等、日本全国に多種多様な施設がある。指定管理者制度の創設によって、施設運営者も、自治体(直営・都道府県から市町村への指定管理)、民間企業、NPO、地縁団体、更には民間企業とNPOといったような組み合わせの共同企業体ということもあり得る、多元的なアクターへと変化したのである。また、指定管理者制度自体が「地方分権の時代における地方自治制度の弾力化の方向性に沿い」(成田 2009: 43)、自由度の高い、自治体の裁量でいかようにも活用できる制度であるため、制度の設計・運用は、自治体や施設により千差万別である。換言すれば、制度の対象である公の施設も、公の施設を運営する主体も、更に制度設計や運用自体までも様々であるということである。

さらに、公の施設には、人口減少やひっ迫した自治体財政の状況により、公共施設配置の適正化や施設の老朽化・延命化といった課題もある。まさに、現代の公の施設をめぐる状況は、多様化し、複雑化しているといえる。

しかしながら、公の施設自体が、市民にとって身近な「公共施設」であることに変わりはない。だからこそ、指定管理者制度という規制緩和策によって、公の施設の管理運営の門戸が広く開かれた時から、多くの人々がこの制度について疑問視したり、期待したりしてきたのであろう。そして、制度導入から20年を過ぎても、指定管理者制度に関して様々なことが言われ、情報が発信され続けているのであり、このような様々な人々が発した情報は「公共的なもの」を思って編み出された言葉のかたまりである。この指定管理者制度に関するテキスト、具体的に言えば、雑誌記事、図書、新聞記事、ネット記事といった「言葉の群」が多数生み出されているということには、何か意味があるのではないだろうか。

言説分析で知られるフォーコー(Foucault 1969=2022)は、「書かれたり語られたりした」言表(エノンセ,énoncé)と言表の集合である言説(ディスクール,discours)の編成の規則性を指摘したが、指定管理者制度に関しても、現実に「書かれたり語られたりした」言葉は、個々の「言葉」が「言わんとしたこと」だけでなく「言葉の群」としての意味があるのではないか。ここでいう「指定管理者制度について「書かれたり語られたりした」言葉」とは、雑誌記事、図書、新聞記事、ネット記事といったタイトルが付けられた1つのテキスト(文

書)を指し¹、フーコーのいう言表とは異なる。また、「言葉の群」もグループ化可能な複数の雑誌記事、図書等のテキストが存在することを指し、フーコー流の言説ではない。フーコーの「言表・言説」概念と似たような部分はあるが、本論でいう指定管理者制度のテキストとそのテキストで構成される「言葉の群」は、実態的なテキストの物質性に着目した認識型である。このような指定管理者制度に関するテキストが多数存在し、「言葉の群」が生じていることは、社会にとって意義があり、価値があることなのではないだろうかというのが本論の根底にある原始的な問いである。

国立国会図書館オンラインで検索できる指定管理者制度に関する雑誌記事等は、2003(平成15)年の制度創設以降、非常に多く残されている。指定管理者制度に関する豊富で多様な情報の存在は、公の施設の管理運営という、これまで<公>が主体であった分野に<私>が入ってきたことで、「公共的なもの」を巡り、<公>と<私>のそれぞれに議論が生まれ、情報交換の必要性が生じたことの表れであり、多様に発信される「公共的な事柄」に関する「言葉の群」が存在するということは、指定管理者制度によって一種の公共圏が形成されているということなのではないだろうか。

上述のような本論の中心的な問いを解くための手続きとして、本論では論証のための3つの問いを立てた。第一の問いは「指定管理者制度に関する「言葉の群」、すなわち指定管理者制度のテキスト群にはどのような特徴があるのか」(「言葉の群」の可視化と考察)、第二の問いは「指定管理者制度に関する「言葉の群」を特徴づけるものが「公共的な事柄」に関するものであるか」(「公共的な事柄」の判定)、第三の問いは「指定管理者制度に関する「言葉の群」は複数のアクターに関係している情報であるかどうか」(複数アクターの関わりの判定)である。

本論では、この3つの問いに対して、指定管理者制度に関する「言葉の群」の可視化と分析という手続きで実証的に解答する。分析の視座は、良く知られたハーバーマス(Habermas)の公共圏概念、指定管理者制度に関わるアクター(主体)、特に<公><私>という視点である。また、指定管理者制度に関する「言葉の群」の可視化の方法として、内容分析を行っており、「計読」(左古2021)、すなわちテキストの計量的分析手法を多く用いている。指定管理者制度という行政制度に関する情報を計読の対象としている本論で通底しているのは、松下圭一による自治体政策の情報の分類である「広報情報」「政策情報(争点情報・基礎情報・専門情報)」(松下1999)(以下「松下分類」という。)の視座である。

¹ タイトルが付けられた1つのテキスト(文書)を本論における分析対象の最小単位とするのは、コンピュータを用いた内容分析という分析法とも関係している。タイトルが付けられた文書というのは、データベース化されたコンテンツに適合する単位であり、筆者が指定管理者制度に関する「言葉の群」に問題意識を持つようになったのは、正に「コンピュータを用いたコンテンツの発見、アクセス集積」(Riffe・Lacy・Fico 2014=2018: 236)の結果であり、コンテンツのデジタル化によるところが大きい。本論の問題意識と分析の手続きは、非常に関連深いものである。

第1章 指定管理者制度とその「言葉の群」

本章では、総務省が実施している「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」の結果や公の施設に関する制度の変遷を確認し、公の施設は、住民による施設の利用関係に着目して構成された公の施設の概念構成に起因する多様性と管理者を拡大してきたことによる多様性といった二重の多様性を持ち、指定管理者制度の登場により、手続き的な部分で更に多様性を生み出しているという三重の多様性をはらんでいることを整理した。また、2022（令和4）年1月23日現在の国立国会図書館所蔵資料の書誌データ3,899件を素材として、樋口耕一が開発したKH Coder3.Beta.07d（樋口2020）を用いて試験的な計読を行った。その結果、「タイトル」の頻出語では、三重の多様性のうち、手続きによる多様性はあまり目立っていないということがわかった。また、施設種別やアクター種別による分類では、公の施設の概念構成に起因する施設種別の多様性と公の施設の管理者を拡大してきたことによるアクターの多様性という二重の多様性の実態を明らかにした。

これらの分析結果から、国立国会図書館所蔵資料の書誌データで行った試験的計読は、指定管理者制度に関する「言葉の群」の可視化の第一段階として、本論の論証のための第一の問い「指定管理者制度に関する「言葉の群」、すなわち指定管理者制度のテキスト群にはどのような特徴があるのか」を解くための基礎的なデータを提供し、計読が文書群の特徴を知るための手がかりを生み出す手法となることを確認した。

第2章 政策過程と公共圏の理論的検討

指定管理者制度という地方自治の制度に関する「言葉の群」が存在することは、社会にとって意味や価値があるのかという本論の中心的問いに対して、重要概念として提示しているのが公共圏の概念である。そこで、本章では、今村都南雄（2015）、辻清明（1966）、西尾勝（2001）、岡本哲和（2022）、山川雄巳（1980）、松下圭一（1999）、小野耕二（2009）、Hajer（1995）、Schmidt（2002）等から自治体政策過程における情報や、情報を構成する「言葉」に関連する学術アプローチ等を整理し、既存の研究と本論との関係性を確認した。その上で、花田達朗（1996, 1999, 2020）、干川剛史（2001）、湯浅陽一（2005）等の先行研究における公共圏概念を、メディア論として論じられる公共圏論と公共圏概念に依拠して社会の諸活動から生じる諸公共圏の1つを論じるものとして整理した。更に、メディア公共圏と諸公共圏、参加的公共圏と言論的公共圏といった公共圏概念の分解を行い、本論における公共圏の理論的検討を行った。

また、公立文化施設（公の施設）を公共圏の創出装置として指定する清水裕之（2004）や公共圏の成立とコモンズの生成を引き合いに公共スポーツ施設と指定管理者制度を論じる松尾哲矢（2007）を参照しながら、指定管理者制度と公共圏との関連についても論じ、指定管理者制度の対象となる公の施設自体が「物理的に存在する公衆の具体的な活動の場」として参加的公共圏に位置付けられる可能性があることをまとめた。

そして、本論における公共圏概念の適用方針として、政策過程の全方位的検討、間接的な

政策改善への貢献、民主的統制の補完状況の可視化の3点を明示した。

第3章 国立国会図書館書誌データで計る指定管理者制度の広報情報・政策情報

本章では、第1章で扱った国立国会図書館書誌データの試験的な計読（計量テキスト分析）を少し発展させ、松下分類（「広報情報」・「政策情報（争点情報・基礎情報・専門情報）」）を視角として、指定管理者制度に関する「言葉の群」の可視化を試みた。

具体的には、クラスター分析によって第一段階のグループ分けを行い、第2段階の分析では、コーディングルールを作成してテキストを分類するコーディングを実施した。この結果、松下の「政策情報」の分類が一義的・排他的ではなく、ある時点で言える情報の機能や性質を言語化した複合的なものであることを明確に理解できた。また、「広報情報」が「政策情報」へ転換されているという政策に関する情報の動的展開を明らかにし、本論の論証のための第一の問いへの応答となった。

論証のための第二の問い「指定管理者制度に関する「言葉の群」を特徴づけるものが「公共的な事柄」に関するものであるか」については、「政策情報（争点情報）」に分類できるものは「公共的な事柄」を含んでいる可能性が高いが、それは一義的な「公共性」ではなく、アクターによって変わる「公共性」であり、複合的で多面的なものであるという現代社会の特性が表出していることを、山口定（2003, 2004）の政策の publicness（公共性）を判定する8つの基準を参照しながら論じた。

論証のための第三の問い「指定管理者制度に関する「言葉の群」は複数のアクターに關係している情報であるか」については、松下分類を用いることで、ある時点では<公>（自治体や国）が決定や実施をお知らせした広報情報だったものが、<私>（業界団体や指定管理者といった自治体ではない他の主体）に加工・伝達されることによって、政策情報に転じるといった具体的な関係の動態まで理解できたことから、論議というレベルにはないにせよ、<公>と<私>との間の情報交換（静的なコミュニケーション）が成立していると考えられた。

第4章 業界誌で見る指定管理者制度と公私関係

本章では、指定管理者制度が社会的な話題として最も盛り上がっていた時期の逐次刊行物（雑誌）である、指定管理者制度に関する業界誌を素材として、論証のための第三の問いに答えるため、指定管理者制度に関わるアクターの<公>と<私>という視点に着目して「言葉の群」の可視化を試みた。

指定管理者制度の業界誌は、2005（平成17）年11月に創刊された『指定管理 shiteikanri.jp』（記事数361、以下『指定管理』という。）と2006（平成18）年3月に創刊された『指定管理者制度：パブリックビジネス情報：public business information』（記事数1,227、以下『指定管理者制度：pbi』という。）が存在していた。これらの記事見出しを水野節夫（2000）の変則KJ法（簡易整理法）を利用して分類した結果、『指定管理 shiteikanri.jp』では時間の経過とともにテーマが様々に拡散していく様子が汲み取れること、2誌とも「事例紹介」「公

募・応募・選定」の記事が多いこと、第3章で明らかにした、ある時点では自治体や国が決定や実施をお知らせした「広報情報」だったものが、他の主体に加工・伝達されることによって、「政策情報」に転じるという動態等を確認できた。行政が発出した情報を民間が受け取り、意味があるものとして再発信していたという事実は、業界誌を媒介として<公>と<私>のコミュニケーションが成立していたと見ることができる。このような情報の交換と変換の流れが見られることは、あらゆる主体が関わる公共政策としての指定管理者制度の公共圏が形成されていたと理解できるのではないだろうか。

また、記事内容の分析から、<私>側が、指定を得るために自治体や地域の課題を理解し、公共的なこと・政策的なこと（その地域や自治体の課題）に自ら近づいて行ったことも論じた。これは、現代の公共哲学が提示する、山脇直司（2004, 2008, 2011）や桂木隆夫（2016）が述べている相関的三元論である「公」－「公共」－「私」という三分法で考察すると、<公>側の公募に対する不備が<私>によって指摘されることで、「公共」の領域が刺激され、それにより<公>が変化し、「公共」や<私>に影響や変化を与えるという図式である。ここでそれぞれを媒介するのは、指定管理者制度に関する「言葉の群」であろう。

<公>と<私>の間で情報のやり取りがあることを突き止め、<公>と<私>の情報交換の場としての業界誌の様相を可視化できたことは、論証のための第三の問いに対する応答となったと考える。

第5章 新聞記事の中の指定管理者制度と公の施設

本章では、地方紙（地元紙）である河北新報（記事数 1,628）、愛媛新聞（記事数 1,824）、南日本新聞（記事数 1,722）の新聞記事の計読を行い、公の施設や指定管理者制度に起因する多様性を考察した。3紙における記事数の経年変化、頻出語の違い、頻出語を用いた対応分析で3紙それぞれの特徴を掴み、公の施設や指定管理者制度に起因する多様性に、地域差があるということを明確な根拠を持って説明できる可能性を提示した。対応分析では、河北新報は複数のアクターを表す語の出現が多く、愛媛新聞と南日本新聞は議会に関する語が多いという傾向や地域を代表する図書館がある地域の新聞（河北新報、南日本新聞）では「図書館」が共通して特徴語となる等、それぞれの相違点・類似点も発見した。

また、松下分類の「広報情報」と「政策情報」という視角を手掛かりに、3紙における「広報情報」と「政策情報」の多寡を可視化し、「広報情報」「政策情報」も地域差があり、一部の新聞では、「政策情報（争点情報）」は議会によって担われている状況があることを確認した。合わせて、簡易的に「公の施設に関わる人」に関する新聞記事を抽出して論じるとともに、「指定管理」が新聞記事に書かれることの意味を考察することで、メディア公共圏であり、言論的公共圏であり、諸公共圏の1つでもある地方紙（地元紙）が、参加的公共圏を下支えもしている複雑な公共圏であること、地域社会では「指定管理」を活用し、<私>が「公共」を豊かにしている可能性を示唆した。

終章 公共的なものの入り口

本章では、本論における論証のための問いと解答を交えて各章の分析を振り返り、本論の核心的な問いである公共圏形成を考察した。

本論の一般的結論として言えることは、指定管理者制度という自治体公共サービス改革の一種が及ぼした社会的影響の1つが、複数アクターが「公共的な事柄」に関する情報を発信させる状況をつくりだしたこと、すなわち公共圏の形成ではないかということである。行財政改革として自治体の公共サービス改革の1つの手段であった指定管理者制度であるが、公の施設の管理という<公>が主体であった領域を<私>に解放したことで、制度的に<公>と<私>が交わる場を構成することとなった。それは現実的で物理的な場という意味だけではなく、言論的な場も含めた多様な立場の人や組織が参加できる、政策や制度に関する情報の受発信の場である。

<公>と<私>が交わる場という視点は、政府と市民社会とが交差する空間としての成立を想定されている湯浅の政策公共圏（湯浅 2005: 13）と同様であるが、異なるのは、アクターと空間の広範さである。湯浅の政策公共圏が、行政と市民によって構成される委員会等の積み重ねによって形成されるものとされているのに対し、筆者が想定するのは、あらゆる公の施設や公の施設に関わる様々なアクター、すなわち、指定管理者を担う民間企業、NPO、社会福祉法人等の団体、施設を利用する・しない市民、指定管理者制度を活用する自治体、指定管理者制度が規定されている地方自治法の改正等を行う国である。

この指定管理者制度による公共圏の広範さは、第2章で言及した公の施設と指定管理者制度に起因する「三重の多様性」と関係している。改めて説明すると、「三重の多様性」は、住民による施設の利用関係に着目して構成された公の施設概念、公の施設の管理者の拡大、指定管理者制度を採用する場合の手続過程によって生じるものである。指定管理者が運営を担う公の施設は、2021（令和3）年現在、日本全国に77,537もあるのであるから、特定の、地域固有の政策課題に関する公共圏と比較すれば、より広がりがあり、多様な人々が関わるのは必然である。地方自治法に規定された指定管理者制度という1つの制度に基づく取組みであるからこそ、固有の事例が共通性を持ち、特定の地域や施設を超えて、広く公共圏を形成するのである。指定管理者制度が作られた当初に業界誌が刊行されたり、指定管理者協会という業界団体が設立されたりしたのも自然の成り行きと言えるであろう。

そして、制度という枠組みが確立されたからこそ、一時的なトレンドに終わらず、制度が作られてから20年になろうとする今でも、多様な人々から指定管理者制度に関する情報が発せられているのである。

実際に本論で分析したところ、明らかになったのは、アクターの多様さであった。図書や雑誌記事、業界誌、地方紙（地元紙）の新聞記事といった複数の媒体におけるテキストの計読によって、企業、NPO、その他の民間団体、第三セクター、指定管理者制度を活用する自治体、指定管理者制度を作った国といったわかりやすいアクターはもちろん、よりミクロなレベルで、指定管理の現場で活躍する人々の姿までも描かれており、多種多様な属性の

人々の姿が表れていることがわかった。本論で分析した指定管理者制度の「言葉の群」は、「政策情報を共有できる場」として、一定の機能を果たしていたことを確認できたと考える。

そして、公共圏を自治体の政策過程に位置付けることで、より民主主義との関係性や「政策情報」への感度を高める契機となることを強調したい。ここでは、情報を共有する場としての公共圏の機能はもちろんのこと、公共圏の外的な作動、つまり警報装置としての公共圏が含まれる。

そして、公共圏のアラームを認識した時、地方自治の現場や地域社会の警報装置としての「場」として、より公共圏の意義が露になる。換言すれば、指定管理者制度や地方独立法人制度をはじめとする公共サービス改革によって生じる、民主的コントロールの低下や（武藤 2014: 331-332）やそれを補う市民参加の必要性（牛山 2014: 323）という課題に対して、公共圏が一定の役割を果たしている可能性である。指定管理者制度に関する「言葉の群」には、具体的な特定の公の施設や指定管理者についてのテキストではないものも含まれている。また、図書や雑誌記事であれば、当該の施設や自治体に関係のない人々も知ることができる。例えば、公の施設 P の取組みに関する図書を公の施設 P や P がある自治体とは無関係の R が目にすることで、R 自身の意識や考え方に変化を及ぼし、R が住む自治体 Q や自治体 Q にある施設へ何らかの変化を起こすかもしれない。更に R の知人である S に伝わり、S が議員である自治体 T の施設に変容を促すかもしれない。

このような指定管理者制度に関する「言葉の群」の様相を見れば、公の施設に対して、地方自治の制度の中に存在している民主的コントロール（民主的統制）とは別の次元で、公共圏による民主主義的な補完状況が生じているという解釈が成り立つと考えられないだろうか。

指定管理者制度や公の施設の制度それ自体には内在しないものの、指定管理者制度によって公の施設の管理運営という領域が行政を超えて広がったのと同時に、民主的コントロール（民主的統制）も伝統的な行政の制度の範疇から、誰もが参加できる、より「公共性」（ここでは山口定の政策の publicness（公共性）を判定する基準（山口 2003: 18-26=2004: 278-285）の③「公開性」）の高い公共圏の場で求められ、追求されていると言えるのではないだろうか。

民主的コントロール（民主的統制）の低下や市民参加の重要性は、指定管理者制度の設計や運用の根幹に関わる重要な論点であり、公共圏による民主主義的な補完をもって万事解決するという類のものではない。とはいえ、ひとたび公共圏を認識したならば、公共圏による民主主義的な補完状況は、無視できないものではないだろうか。

また、これは指定管理者制度の運用や公の施設の運営という政策手段の 1 つに対して、情報という資源を供給するという局面もある。業界誌の分析でも明らかになったとおり、今日では、市民自治としての議論に留まらず、地域の課題を解決するために求められる、貴重な政策資源としての情報の価値がある。「政治・行政の基本は、公開による情報の共有」（松下 1999: 86）という松下の至言は、思想としての民主主義や公共圏の形成に大きく関わる

規範性だけでなく、政策のパフォーマンスにも影響する技術的な価値あるものなのである。「市民の専門情報また政策構想のヒロバ」(同上: 97)として、公共圏の形成や豊富化には、政策情報の公開・共有が欠かせない。

そして、その情報の背後にあるのはアクター、すなわち人である。

現代の「公共的な事柄」には、様々な人々が関わっており、今や単なる公民二元論では、公共の話はできない。第4章で言及した公共哲学における「公」-「公共」-「私」という三分法では、それぞれは相関関係で互いに影響しあうことを重視し、「公共」の領域が「公」の領域や「私」の領域に刺激を与えることによって全体のバランスがとれると考える。このような<私>と<公>が混ざり合った、広がる「公共」を考えた時、また公共圏が浮かび上がってくる。

しかしながら、公共圏という概念の多義性や難解さ、「公共」という言葉が国や自治体を表すこともある日本語の問題から、本論で見出した指定管理者制度に関する「言葉の群」の価値に対して、「公共圏」という語を用いることの逡巡も感じざるを得ない。また、図書、雑誌、新聞記事等のテキストは、誰でも見られる公開性の高いものであるものの、業界誌『指定管理』と『指定管理者制度：pbi』が成立したように、本論で関わりがあることを確かめられたアクターは、地方自治や公の施設に直接関わる人、すなわち職業や仕事として関わる人々の公共圏の様相が強かった。広く公開されている公共圏ではあるものの、一般的な公共圏と異なり、情報を発信するアクターがある程度固定されていると考えざるを得ない点がある。

そこで、本論で見出した指定管理者制度の「言葉の群」の価値は、多元的で複合的な公共圏の一類型、すなわち諸公共圏(言論的公共圏)の1つとして捉えられる指定管理者制度に関する情報世界²として、「指定管理者制度の政策情報圏」と名付けたい。この指定管理者制度の政策情報圏は、本論の指定管理者制度に関するテキスト分析の結果から立ち上ってきた概念³で、<公>と<私>の情報交換(静的なコミュニケーション)の所在を示すものであり、公共圏の中でも、「政策情報」という、資源としての情報の物質性に照準した呼称である。

本来の公共圏概念が、政策や政治・行政に関係するものだけではなく、市民社会全体におけるコミュニケーションの空間を指す概念であることと比較すると、本論で見出した指定管理者制度による「言葉の群」は、公共圏の一般性から一部はみ出るところがある。また、国家に対する市民の自由なコミュニケーションに基づく政治的意見形成の場という公共圏概念は、裏返せば、政治・行政の「絶対・無謬」(松下 1996: 133)からの解放という民主主義的な認識を可能にする。しかしながら、本論の指定管理者制度による「言葉の群」では、

² 情報世界という概念は、中筋直哉(2005)の大正政変という都市騒乱における、都市民衆が持ちうる情報とマスメディアの作用の説明から借用している。

³ データに立脚した理論の創出という考え方は、筆者が質的研究法を模索する中で出会った、グレイザー＝ストラウスのGT法(Glaser・Strauss 1995)、日本ではグラウンデッドセオリーアプローチ(GTA)としてよく知られている質的データ分析法に影響されたところが多い。

<公>が発する情報と<私>が発する情報が混在し、かつ<公>の発した「広報情報」が<私>によって「政策情報」に転換されるといった様相も見られ、<公><私>の複雑な関わりが政治・行政の「絶対・無謬」からの解放を超えて、<公>と<私>が接触する複雑なコミュニケーションを強く認識させる点もある。<公>にとっても<私>にとっても価値のある政策情報の貯蔵庫、すなわち政府政策に限定されない公共政策の基礎的な資源としての「言葉の群」である。このような認識ができる点も、本来の公共圏概念と外れるところであり、こういった本論の分析で理解できた指定管理者制度の「言葉の群」の特徴から、その特徴を端的に表す語として、「指定管理者制度の政策情報圏」を措定しておきたい。

そして、指定管理者制度の政策情報圏を言語化できた今、自治体公共サービス改革の1類型である指定管理者制度の新たな捉え方も可能になったと考える。それは指定管理者制度という仕組みが、<公><私>両方から使える政策情報を生み出し、蓄えているということである。指定管理者制度が「民」という資源を引き出す（武藤 2006: 157）仕組みであることは既に指摘されているところではあるが、公の施設の運営者（指定管理者）という直接的な資源に加え、公の施設や指定管理者制度に関連する情報、すなわち「公共的な事柄」といえる情報、「政策情報」を生じさせる契機となっている。この「政策情報」は、図書や雑誌記事等といった媒体で発信されれば、様々な立場の人々が目にすることができ、<公><私>のいずれからも活用できるものである。

この根底にあるのは、指定管理者制度という地方自治法に基づく取組みであることの共通性と、<公>と異なる主体である<私>が公の施設を担うことによる公開性である。指定管理者制度の政策情報圏という視角からすると、「政治・行政の基本は、公開による情報の共有」（松下 1999: 86）は、<私>のためだけではなく、<公>にとっても政策資源を得るという点から極めて重要であるといえるのではないだろうか。

本論の課題は一定程度解けたものの、本論は計読の試行という側面が強く、精緻な分析にはなっていない点が本論の限界である。筆者の能力的限界に加え、時間的・作業量的制約により限られたデータを扱わざるを得なかったことや著作権の問題も関係している。これは本論における最大の欠点である。また、分析のためのデータが図書や雑誌記事の書誌データや新聞記事といった二次資料に限定されている点、KH Coderによる計読のほか水野節夫の簡易整理法（変則 KJ 法）を用いており、研究手法として論文全体の統一感がない点も弱点である。

残された課題はあるが、本論は指定管理者制度に関する「言葉の群」の可視化によって、公の施設を巡って様々な立場の人々が多様な「公共」に関する「言葉」を発していることを明らかにし、自治体公共サービス改革の1つである指定管理者制度の新たな「捉え方」を提示した点に意義があると考えられる。

参考文献

- Foucault, Michel (1969) *L'Archéologie du savoir*, Gallimard. (=慎改 康之訳 (2022) 『知の考古学』河出書房新社.)
- Glaser, Barney G.・Strauss, Anselm L. (1995) *The discovery of grounded theory : strategies for qualitative research*, New Brunswick. (=後藤隆・大出春江・水野節夫訳 (1996) 『データ対話型理論の発見 : 調査からいかに理論をうみだすか』新曜社.)
- Habermas, Jürgen (1990) *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Suhrkamp. (=細谷 貞雄・山田 正行訳 (1994) 『第二版公共性の構造転換 — 市民社会の一カテゴリーについての探究』, 未来社.)
- Habermas, Jürgen (1992) *Faktizität und Geltung. Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaates*, Suhrkamp. (=河上 倫逸、耳野 健二訳 (2002-2003) 『事実性と妥当性 — 法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究 上・下』, 未来社.)
- Hajer, Maarten A. (1995) *The politics of environmental discourse : ecological modernization and the policy process*, Oxford : Clarendon Press.
- Riffe, Daniel・Lacy, Stephen・Fico, Frederik (2014) *Analyzing Media Messages: Using Quantitative Content Analysis in Research*, 3rd Edition, Routledge. (=日野 愛郎監訳、千葉 涼・永井 健太郎訳 (2018) 『内容分析の進め方:メディア・メッセージを読み解く』勁草書房.)
- Schmidt, Vivien A. (2002) *The Futures of European Capitalism*, Oxford University Press.
- 今村 都南雄 (2015) 「序章 行政学への招待」「第1章 行政学の理論展開」, 今村 都南雄・武藤 博己・沼田 良・佐藤 克廣・南島 和久『ホーンブック基礎行政学 [第3版]』北樹出版, 8-13, 15-37.
- 牛山 久仁彦 (2014) 「第8章 公共サービス供給手法の比較/8 公共サービス改革の本質」武藤 博己. 『公共サービス改革の本質 : 比較の視点から』敬文堂.
- 岡本 哲和 (2022) 「序章 「政策と情報」について考えるための基本的な事柄」岡本 哲和編著、佐野 亘・山谷 清志監修『政策と情報』ミネルヴァ書房.
- 小野 耕二 (2009) 『構成主義的政治理論と比較政治』ミネルヴァ書房.
- 桂木 隆夫 (2016) 『公共哲学とはなんだろう [増補版] 民主主義と市場の新しい見方』勁草書房.
- 左古 輝人 (2021) 『テキスト計量の最前線:データ時代の社会知を拓く』ひつじ書房.
- 清水 裕之 (2004) 「4 「新しい公共」の可能性 (指定管理者制度と「新しい公共」のかたち)」文化政策提言ネットワーク編『指定管理者制度で何が変わるのか』水曜社.
- 辻 清明 (1966) 『行政学概論』東京大学出版会.
- 中筋 直哉 (2005) 『群衆の居場所 : 都市騒乱の歴史社会学』新曜社.
- 成田 頼明 (2009) 『指定管理者制度のすべて : 制度詳解と実務の手引』第一法規.
- 西尾 勝 (2001) 『行政学 [新版]』有斐閣.

- 花田 達朗 (1996) 『公共圏という名の社会空間：公共圏、メディア、市民社会』木鐸社.
- 花田 達朗 (1999) 『メディアと公共圏のポリティクス』東京大学出版会.
- 花田 達朗 (2020) 『花田達朗ジャーナリズムコレクション第3巻 公共圏—市民社会再定義』
- 樋口 耕一 (2020) 『社会調査のための計量テキスト分析【第2版】:内容分析の継承と発展
を目指して』ナカニシヤ出版.
- 千川 剛史 (2001) 『公共圏の社会学：デジタル・ネットワークによる公共圏構築へ向
けて』法律文化社.
- 松尾 哲矢 (2007) 「指定管理者制度導入とスポーツ・マネジメント-公共圏の成立とコモン
ズの生成をめぐって」『体育の科学(日本体育学会編) 57 巻 1 号』, 18-22.
- 松下 圭一 (1996) 『日本の自治・分権』岩波書店.
- 松下 圭一 (1999) 『自治体は変わるか』岩波書店.
- 水野 節夫 (2000) 『事例分析への挑戦：`個人'現象への事例媒介的アプローチの試み』東信
堂.
- 武藤 博己 (2006) 『自治体行政の「市場化」：行革と指定管理者』公人社.
- 武藤 博己 (2014) 「第 8 章 公共サービス供給手法の比較/8 公共サービス改革の本質」武
藤 博己編『公共サービス改革の本質：比較の視点から』敬文堂.
- 山川 雄巳 (1980) 『政策過程論』蒼林社.
- 山口 定 (2003) 「序章 新しい公共性を求めて—状況・理念・規準」,山口定・佐藤春吉・中
島茂樹・小関素明編『立命館大学人文科学研究所研究叢書第 16 輯 新しい公共性—その
フロンティア』有斐閣.
- 山口 定 (2004) 『市民社会論：歴史的遺産と新展開』立命館大学叢書・政策科学 4,有斐閣.
- 山脇 直司 (2004) 『公共哲学とは何か』筑摩書房.
- 山脇 直司 (2008) 『グローバル公共哲学：「活私開公」のヴィジョンのために』公共哲学
叢書⑨,東京大学出版会.
- 山脇 直司 (2011) 『公共哲学からの応答：3・11の衝撃の後に』筑摩書房.
- 湯浅 陽一 (2005) 『政策公共圏と負担の社会学--ごみ処理・債務・新幹線建設を素材として』
新評論.